

# 鳥取縣公報

## 告 示

昭和二十一年十二月三日  
第七百六十七號

火 曜 日

本報ノ大キサハ規定規程ヲ以テ

### 鳥取縣告示第四百九十六號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として次の醫師を指定する。

昭和二十一年十二月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

| 診療科名 | 診療所の名      | 診療所所在地        | 氏名   | 指定年月日        |
|------|------------|---------------|------|--------------|
| 内、外科 | 本國醫院       | 西伯那威實村日原      | 本田 脩 | 昭和二十一年十二月十六日 |
| 内、外科 | 柿坂醫院       | 八頭郡丹比村下徳丸     | 柿坂狷介 | 同            |
| 内 科  | 鳥取縣農業會日野病院 | 日野郡根雨町大字根雨七三〇 | 村上貞夫 | 同            |
| 内、外科 | 大郷診療所      | 氣高郡大郷村        | 岸本春榮 | 同            |

### 鳥取縣告示第四百九十七號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のやうに假設建築物建築の件を許可した。

昭和二十一年十二月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、建築主の住所氏名  
鳥取市吉方二一八番地

一、建築物の位置  
鳥取市吉方二一八番地

一、建築物の用途  
木材乾燥室

一、建築物の構造  
黑色煉瓦造、亜鉛引鐵板葺平家建一棟

一、建築物の規模

00224

建築面積 六九、三平方米  
 突出する部分 六六、三平方米

一、命令事項

- 一、本建築物の存続期限は都市計畫事業實施迄とする  
こと。
- 一、前號の事業實施の場合は事業者の指定する期日  
に無償にて本建築物を除却すること。
- 一、本建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に  
届出ること。
- 一、知事必要ありと認むるときは本命令書の條項を増  
減若しくは變更することがある。
- 一、本建築物の譲渡を受けたる者も前各號に命したる  
事項を遵守する義務を負ふこと。

83500

昭和二十一年十二月三日印刷  
昭和二十一年十二月三日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町